

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律 (令和6年法律第72号)の概要

法律の概要

令和6年8月の人事院勧告を踏まえ、一般職の職員の給与について、俸給月額及びボーナス並びに各種手当等を改定。

改定の内容

1. 月例給の改定 【令和6年4月から改定】

- ①一般の職員については、民間給与との較差11,183円(2.76%)を解消するため、初任給を始め若年層に特に重点を置いて俸給表を引上げ改定
 - 【総合職(大卒)】200,700円 → 230,000円(+29,300円・14.6%)
 - 【一般職(大卒)】196,200円 → 220,000円(+23,800円・12.1%)
 - 【一般職(高卒)】166,600円 → 188,000円(+21,400円・12.8%)
- ②指定職職員(本省の部長、審議官級以上)については、行政職俸給表(一)10級の平均改定率(1.1%)と同程度の引上げ改定

2. 特別給(ボーナス)の改定 【令和6年12月期から改定】

- ①一般の職員 年間4.50月分 → 4.60月分(0.10月分引上げ)
- ②指定職職員 年間3.40月分 → 3.45月分(0.05月分引上げ)

3. 寒冷地手当の改定 【①は令和6年4月から、②は令和7年4月から改定】

- ①支給額の見直し
- ②支給地域の見直し

4. その他の改定 【令和7年4月から改定】

- ①俸給 職務や職責をより重視した俸給体系を導入
- ②地域手当 級地区分の段階数及び支給割合の見直し
- ③通勤手当 通勤手当の支給限度額の見直し
- ④扶養手当 配偶者に係る手当の廃止及び子に係る手当の増額
- ⑤その他 再任用職員に支給する手当の拡大等

※ 寒冷地手当、地域手当及び扶養手当の見直しは段階的に実施

施行期日

法律の公布の日(一部の規定は令和7年4月1日)